

# ＊北海道公報

発行 北海道  
編集 総務部  
行政書局  
文書課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385

○情報通信技術を活用した行政の推進等に関する公安委員会規則の一部を改正する規則.....	75
<b>道警察本部告示</b>	
○情報通信技術を活用した行政の推進等に関する公安委員会規則に基づく電子情報処理組織を使用する方法による申請等に関する規程の一部を改正する規程.....	76

目次 ページ

### 規 則

○北海道青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則..... (道民生活課)	55
○宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則..... (都市計画課)	55
○租税特別措置法の規定に基づく優良宅地の認定事務に関する規則の一部を改正する規則..... (都市計画課)	56
○租税特別措置法の規定に基づく優良住宅の認定事務に関する規則の一部を改正する規則..... (建築指導課)	56

### 訓 令

○北海道消防関係職員服制の一部を改正する訓令..... (危機対策課)	56
-------------------------------------	----

### 告 示

○危険薬物の指定の解除..... (医務業務課)	57
○道営土地改良事業計画の決定..... (農業施設管理課)	58
○道営土地改良事業変更計画の決定..... (農業施設管理課)	58
○知事権限に係る保安林の指定の解除..... (治山課)	58
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更..... (治山課)	58
○森林法による通知に代える公示..... (治山課)	59
○土砂災害警戒区域の指定..... (維持管理防災課)	59
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定..... (維持管理防災課)	60
○特定調達契約に係る落札者等の公示..... (調達課)	72

### 総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	72
------------------------	----

### 道立旭川子ども総合療育センター告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	73
------------------------	----

### 道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る資格に関する公示.....	73
○特定調達契約に係る入札の公告.....	74

### 道監査委員公表

○令和3年度に係る包括外部監査の結果の公表.....	75
----------------------------	----

### 道公安委員会規則

## 規 則

北海道青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和4年3月18日

北海道知事 鈴木直道

### 北海道規則第5号

北海道青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

北海道青少年健全育成条例施行規則（昭和30年北海道規則第28号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「20歳」を「18歳」に改める。

### 附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月18日

北海道知事 鈴木直道

### 北海道規則第6号

宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則

宅地造成等規制法施行細則（昭和39年北海道規則第130号）の一部を次のように改正する。  
別記第9号様式中

「2 建築確認申請書の写しを添えること。」

を

「2 建築確認申請書又は畜舎建築利用計画（変更）認定申請書及びその添付図書の写しを添えること。」

に改める。

### 附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

租税特別措置法の規定に基づく優良宅地の認定事務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月18日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第7号

租税特別措置法の規定に基づく優良宅地の認定事務に関する規則の一部を改正する規則

租税特別措置法の規定に基づく優良宅地の認定事務に関する規則（昭和62年北海道規則第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、第63条第3項第5号イ及び第68条の69第3項第5号イ」を「及び第63条第3項第5号イ」に改める。

第2条第1項及び第9条第1項中「、第63条第3項第5号イ又は第68条の69第3項第5号イ」を「又は第63条第3項第5号イ」に改める。

別記第1号様式中「㊟」及び「、第68条の69第3項第5号イ」を削る。

別記第3号様式中「、第68条の69第3項第5号イ」を削る。

別記第4号様式、別記第6号様式及び別記第7号様式中「㊟」を削る。

別記第8号様式中「㊟」及び「、第68条の69第3項第5号イ」を削る。

別記第9号様式中「、第68条の69第3項第5号イ」を削る。

附則

（施行期日）

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の租税特別措置法の規定に基づく優良宅地の認定事務に関する規則（以下「改正前の規則」という。）別記第3号様式による優良宅地認定書又は改正前の規則別記第9号様式による優良宅地認定証明書は、それぞれこの規則による改正後の租税特別措置法の規定に基づく優良宅地の認定事務に関する規則（以下「改正後の規則」という。）別記第3号様式による優良宅地認定書又は改正後の規則別記第9号様式による優良宅地認定証明書とみなす。

3 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

租税特別措置法の規定に基づく優良住宅の認定事務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月18日

北海道規則第8号

租税特別措置法の規定に基づく優良住宅の認定事務に関する規則の一部を改正する規則

租税特別措置法の規定に基づく優良住宅の認定事務に関する規則（昭和58年北海道規則第23号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、第63条第3項第6号及び第68条の69第3項第6号」を「及び第63条第3項第6号」に改める。

第3条第1項及び第4条第1項中「、第63条第3項第6号又は第68条の69第3項第6号」を「又は第63条第3項第6号」に改める。

別記第1号様式及び別記第5号様式中「、第68条の69第3項第6号」を削る。

附則

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の租税特別措置法の規定に基づく優良住宅の認定事務に関する規則別記第5号様式による認定済証は、この規則による改正後の租税特別措置法の規定に基づく優良住宅の認定事務に関する規則別記第5号様式による認定済証とみなす。

訓

令

北海道訓令第4号

総務部  
総合振興局及び振興局  
消防学校

北海道消防関係職員服制の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月18日

北海道知事 鈴木直道

北海道消防関係職員服制の一部を改正する訓令  
北海道消防関係職員服制（昭和40年北海道訓令第52号）の一部を次のように改正する。

「（消防担当課長）

別表第1 胸章の事項及び袖章の事項中  
総合振興局地域政策部長  
振興局地域政策部長  
消防学校教頭  
を  
」

「総務部危機対策局危機対策課消防担当課長

「総務部危機対策局危機対策課主幹  
総合振興局地域政策部地域政策課長

総合振興局地域創生部長

振興局地域創生部長  
消防学校副校長  
に、  
振興局地域政策部地域政策課長（主幹）  
消防学校課長  
消防学校主任講師  
を  
「総務部危機対策局危機対策課課長補佐及び主幹  
総合振興局地域創生部地域政策課長  
振興局地域創生部地域政策課長  
消防学校総務課長及び教務課長  
消防学校教務課主任講師  
に改める。」  
に、  
総合振興局地域政策部地域政策課長（主幹）  
振興局地域政策部地域政策課長  
消防学校課長  
消防学校主任講師  
を  
「総務部危機対策局危機対策課主査  
総合振興局地域政策部地域政策課主査  
振興局地域政策部地域政策課主査  
消防学校総務課長及び教務課長  
消防学校教務課主任講師  
に改める。」  
に、  
総合振興局地域政策部地域政策課長及び主査  
振興局地域創生部地域政策課長及び主査  
に改め、同表帽  
政策課主査  
振興局地域創生部地域政策課係長及び主査  
に改める。」  
に、  
総合振興局地域政策部長  
振興局地域政策部長  
消防学校教頭  
を  
「総務部危機対策局危機対策課主幹  
総合振興局地域政策部地域政策課長（主幹）  
振興局地域政策部地域政策課長（主幹）  
消防学校課長  
消防学校主任講師  
を  
「総務部危機対策局危機対策課主査  
総合振興局地域政策部地域政策課主査  
振興局地域政策部地域政策課主査  
に改める。」  
に、  
総合振興局地域政策部長  
振興局地域政策部長  
消防学校教頭  
を  
「総務部危機対策局危機対策課係長及び主査  
総合振興局地域創生部地域政策課係長及び主査  
振興局地域創生部地域政策課係長及び主査  
に改める。」

**附 則**  
この訓令は、令和4年3月18日から施行する。

**告 示**

**北海道告示第181号**  
北海道危険薬物の使用等の規制等に関する条例（平成27年北海道条例第39号）第5条第5項の規定により、次のとおり危険薬物の指定を解除する。  
令和4年3月18日

- 北海道知事 鈴木直道
- 危険薬物の指定を解除する物
- 1 N-（1-アミノ-3，3-ジメチル-1-オキソプタン-2-イル）-1-ブチル-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類
  - 2 1-[1-（3-フルオロフェニル）シクロヘキシル]ピペリジン及びその塩類
  - 3 3-{2-[エチル（プロピル）アミノ]エチル}-1H-インドール-4-イル=アセテート及びその塩類
  - 4 エチル=（R）-2-（4-フルオロフェニル）-2-[（R）-ピペリジン-2-イル]アセテート、エチル=（S）-2-（4-フルオロフェニル）-2-[（S）-ピペリジン-2-イル]アセテート及びそれらの塩類
  - 5 エチル=（R）-2-（4-フルオロフェニル）-2-[（S）-ピペリジン-2-イル]アセテート、エチル=（S）-2-（4-フルオロフェニル）-2-[（R）-ピペリジン-2-イル]アセテート及びそれらの塩類
  - 6 N-{1-[2-ヒドロキシ-2-（チオフェン-2-イル）エチル]ピペリジン-4-イル}-N-フェニルプロパンアミド及びその塩類
  - 7 メチル=2-[1-（4-フルオロブチル）-1H-インドール-3-カルボキサミド]-3，3-ジメチルブタノアート及びその塩類
  - 8 エチル=2-[1-（5-フルオロペンチル）-1H-インドール-3-カルボキサミド]-3-メチルブタノアート及びその塩類
  - 9 2-（メチルアミノ）-1-（チオフェン-2-イル）プロパン-1-オン及びその塩類
  - 10 2-シクロヘキシル-1-フェニル-2-（ピロリジン-1-イル）エタン-1-オン及びその塩類
  - 11 1-[1-（ベンゾ[b]チオフェン-2-イル）シクロヘキシル]ピペリジン及びその塩類
  - 12 N，N-ジエチル-2-{2-[（4-メトキシフェニル）メチル]-5-ニトロ-1

- H-ベンゾ [d] イミダゾール-1-イル| エタン-1-アミン及びその塩類
- 13 キノリン-8-イル=3-[ (4, 4-ジフルオロピペリジン-1-イル) スルフォニル]-4-メチルベンゾアート及びその塩類
- 14 N-(アダマンタン-1-イル)-1-(シクロヘキシルメチル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類
- 15 1-{1-[1-(4-プロモフェニル)エチル]ピペリジン-4-イル}-1, 3-ジヒドロ-2H-ベンゾ [d] イミダゾール-2-オン及びその塩類
- 16 5-(シクロヘキシルメチル)-2-(2-フェニルプロパン-2-イル)-2, 5-ジヒドロ-1H-ピリド [4, 3-b] インドール-1-オン及びその塩類
- 17 メチル=2-[7-アザ-1-(5-フルオロペンチル)-1H-インドール-3-カルボキサミド]-3, 3-ジメチルブタノアート及びその塩類
- 18 エチル=2-[1-(5-フルオロペンチル)-1H-インドール-3-カルボキサミド]-3, 3-ジメチルブタノアート及びその塩類
- 19 2-(3-メトキシフェニル)-2-(プロピルアミノ)シクロヘキサ-1-オン及びその塩類
- 20 2-[ (4-エトキシフェニル)メチル]-5-ニトロ-1-[2-(ピロリジン-1-イル)エチル]-1H-ベンゾ [d] イミダゾール及びその塩類
- 21 1, 2-ジフェニル-2-(ピロリジン-1-イル)エタン-1-オン及びその塩類

#### 北海道告示第182号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、道営土地改良(上鹿沼第1地区(区画整理))事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、北海道胆振総合振興局に備え置いて、令和4年3月22日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、この告示の日の翌日から起算して6か月以内に、北海道(訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。)を被告として、当該計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和4年3月18日

北海道知事 鈴木直道

#### 北海道告示第183号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、道営土地改良(東中第1地区(区画整理))事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道上川総合振興局に備え置いて、令和4年3月22日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画の変更については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に審査請求をすることができる。

また、この計画の変更については、この告示の日の翌日から起算して6か月以内に、北海道(訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。)を被告として、当該計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

令和4年3月18日

北海道知事 鈴木直道

#### 北海道告示第184号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和4年3月18日

北海道知事 鈴木直道

- 1 解除に係る保安林の所在場所 厚岸郡厚岸町光栄379の1(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 霧害の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため  
(「次の図」は、省略し、その図面を北海道釧路総合振興局産業振興部林務課及び厚岸町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 北海道告示第185号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和4年3月18日

北海道知事 鈴木直道

- 1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 勇払郡厚真町(次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 水源の<sup>かん</sup>涵養
- (3) 変更後の指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
厚真町(次の図に示す部分に限る。)  
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 勇払郡厚真町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課及び厚真町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 北海道告示第186号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を釧路市の掲示場に掲示した。

令和4年3月18日

北海道知事 鈴木直道

1 通知の内容 令和4年北海道告示第126号

2 所在が不明な者 邊見 ゆかり

#### 北海道告示第187号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和4年3月18日

北海道知事 鈴木直道

1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

大倉の沢川（Ⅱ-94-0100）

(2) 土砂災害警戒区域の表示

根室市花咲港（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流

2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

芦田の沢川（Ⅱ-94-0140）

(2) 土砂災害警戒区域の表示

根室市浜松（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流

3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

右1の沢川（Ⅰ-94-0150）

(2) 土砂災害警戒区域の表示

根室市落石西（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流

4(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

右1の沢川（Ⅰ-94-0170）

(2) 土砂災害警戒区域の表示

根室市落石西（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流

5(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

根室花咲港10（Ⅰ-9-153-2874）

(2) 土砂災害警戒区域の表示

根室市花咲港（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

6(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

根室友知1-(2)（Ⅱ-9-183-2277）

(2) 土砂災害警戒区域の表示

根室市友知（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

7(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

小樽緑4丁目1（Ⅰ-1-104-641）

(2) 土砂災害警戒区域の表示

小樽市緑4丁目（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

8(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
塩谷川（1-10-75）

(2) 土砂災害警戒区域の表示  
小樽市塩谷4丁目（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
地滑り

9(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
小樽松ヶ枝(2)（I-1-143-680）

(2) 土砂災害警戒区域の表示  
小樽市松ヶ枝1丁目（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

10(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
小樽入船4丁目(5)（II-1-33-586）

(2) 土砂災害警戒区域の表示  
小樽市入船4丁目（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

11(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
松ヶ枝（1-8-73）

(2) 土砂災害警戒区域の表示  
小樽市松ヶ枝1丁目、入船5丁目（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
地滑り

（「次の図」は省略し、その図面を北海道関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

**北海道告示第188号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和4年3月18日

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
根室落石西（I-9-138-2859）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
根室市落石東、落石西（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
根室浜松（I-9-139-2860）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
根室市浜松（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
根室穂香3（I-9-140-2861）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
根室市穂香（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
根室西浜7丁目(1)（I-9-141-2862）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
根室市西浜町7丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
根室西浜7丁目(2)（I-9-142-2863）

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
根室市西浜町7丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
根室岬1丁目2（I-9-143-2864）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
根室市岬町1丁目、岬町2丁目、岬町3丁目、岬町4丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
根室花園（I-9-144-2865）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
根室市花園町1丁目、花園町4丁目、花園町7丁目、西浜町7丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
根室平内1丁目（I-9-145-2866）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
根室市岬町4丁目、岬町5丁目、平内町1丁目、平内町2丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
根室西浜1丁目1（I-9-146-2867）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
根室市西浜町1丁目（次の図のとおり）

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
根室宝林4丁目1（I-9-147-2868）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
根室市宝林町4丁目、月岡町1丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
根室昭和4丁目2（I-9-148-2869）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
根室市昭和町4丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 12(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
根室花咲港4（I-9-149-2870）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
根室市花咲港（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 13(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
根室花咲港5（I-9-150-2871）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
根室市花咲港（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

<p>次の図のとおり</p> <p>14(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 根室花咲港9 (I-9-152-2873)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 根室市花咲港 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>15(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 根室有磯1丁目 (I-9-154-2875)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 根室市有磯町1丁目、有磯町2丁目 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>16(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 根室有磯2丁目1 (I-9-155-2876)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 根室市有磯町1丁目、有磯町2丁目 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>17(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 根室千島2丁目 (I-9-156-2877)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 根室市栄町1丁目、汐見町1丁目、千島町2丁目 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>18(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 根室琴平1丁目 (I-9-157-2878)</p>	<p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 根室市琴平町1丁目、海岸町2丁目 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>19(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 根室汐見1丁目1 (I-9-158-2879)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 根室市汐見町1丁目、千島町2丁目 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>20(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 根室駒場2丁目1 (I-9-159-2880)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 根室市駒場町2丁目 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>21(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 根室駒場2丁目2 (I-9-160-2881)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 根室市駒場町2丁目 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>22(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 根室友知2 (I-9-161-2882)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 根室市友知 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類</p>
--	--

<p>急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>23(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 根室西浜1丁目2 (I-9-241-3156)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 根室市西浜町1丁目、敷島町1丁目 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>24(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 根室昭和4丁目1 (I-9-242-3157)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 根室市昭和町4丁目 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>25(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 根室弥栄2丁目 (I-9-243-3158)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 根室市弥栄町1丁目、弥栄町2丁目 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>26(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 根室東梅 (II-9-155-2249)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 根室市東梅 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p>	<p>27(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 根室昆布盛1 (II-9-156-2250)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 根室市昆布盛 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>28(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 根室昆布盛2 (II-9-157-2251)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 根室市昆布盛 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>29(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 根室昆布盛3 (II-9-158-2252)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 根室市昆布盛 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>30(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 根室昆布盛4 (II-9-159-2253)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 根室市昆布盛 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>31(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 根室花咲港1 (II-9-160-2254)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示</p>
---	--

<p>根室市東和田、花咲港（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>32(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 根室穂香2（Ⅱ-9-161-2255）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 根室市穂香（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>33(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 根室穂香5（Ⅱ-9-162-2256）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 根室市穂香（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>34(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 根室岬1丁目1（Ⅱ-9-163-2257）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 根室市岬町1丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>35(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 根室西浜2丁目1（Ⅱ-9-164-2258）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 根室市西浜町2丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p>	<p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>36(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 根室花咲港2（Ⅱ-9-165-2259）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 根室市花咲港（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>37(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 根室花咲港3（Ⅱ-9-166-2260）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 根室市花咲港（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>38(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 根室宝林1丁目1（Ⅱ-9-167-2261）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 根室市宝林町1丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>39(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 根室宝林1丁目2（Ⅱ-9-168-2262）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 根室市宝林町1丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>40(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号</p>
---	---

<p>根室宝林1丁目3 (II-9-169-2263)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 根室市宝林町1丁目(次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>41(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 根室宝林3丁目2 (II-9-170-2264)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 根室市宝林町3丁目(次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>42(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 根室幸1丁目1 (II-9-171-2265)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 根室市幸町1丁目(次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>43(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 根室有磯2丁目3 (II-9-172-2266)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 根室市有磯町2丁目(次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>44(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 根室有磯2丁目2 (II-9-173-2267)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 根室市有磯町2丁目(次の図のとおり)</p>	<p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>45(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 根室琴平3丁目2 (II-9-174-2268)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 根室市琴平町3丁目(次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>46(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 根室北浜1丁目1 (II-9-175-2269)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 根室市北浜町1丁目(次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>47(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 根室駒場2丁目3 (II-9-176-2270)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 根室市駒場町2丁目(次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>48(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 根室駒場2丁目4 (II-9-177-2271)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 根室市駒場町2丁目(次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項</p>
---	---

- 次の図のとおり
- 49(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
根室駒場1丁目（Ⅱ-9-178-2272）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
根室市駒場町1丁目、駒場町2丁目、牧の内（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 50(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
根室光洋3丁目1（Ⅱ-9-179-2273）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
根室市光洋町3丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 51(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
根室光洋3丁目2（Ⅱ-9-180-2274）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
根室市光洋町3丁目、光洋町4丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 52(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
根室牧の内3（Ⅱ-9-181-2275）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
根室市牧の内（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 53(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
根室友知1-(1)（Ⅱ-9-182-2276）

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
根室市友知（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 54(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
根室西浜10丁目（Ⅱ-9-244-2420）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
根室市西浜町10丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 55(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
根室西浜1丁目3（Ⅱ-9-245-2421）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
根室市西浜町1丁目、花園町7丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 56(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
根室宝林3丁目1（Ⅱ-9-246-2422）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
根室市宝林町3丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 57(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
根室幸1丁目2（Ⅱ-9-247-2423）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
根室市幸町1丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

<p>急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>58(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 根室汐見1丁目（Ⅱ-9-248-2424）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 根室市汐見町1丁目、駒場町2丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>59(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 根室穂香1（Ⅲ-9-108-861）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 根室市穂香（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>60(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 根室穂香4（Ⅲ-9-109-862）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 根室市穂香（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>61(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 根室穂香6（Ⅲ-9-110-863）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 根室市穂香（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p>	<p>62(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 根室花咲港6（Ⅲ-9-111-864）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 根室市花咲港（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>63(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 根室花咲港7（Ⅲ-9-112-865）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 根室市花咲港（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>64(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 根室花咲港8（Ⅲ-9-113-866）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 根室市花咲港（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>65(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 根室琴平3丁目1（Ⅲ-9-114-867）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 根室市琴平町1丁目、琴平町3丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>66(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 根室琴平3丁目3（Ⅲ-9-115-868）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示</p>
---	---

<p>根室市琴平町3丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>67(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 根室北浜1丁目2（Ⅲ-9-116-869）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 根室市北浜町1丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>68(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 根室牧の内1（Ⅲ-9-117-870）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 根室市牧の内（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>69(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 根室牧の内2（Ⅲ-9-118-871）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 根室市牧の内（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>70(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽緑4丁目2（Ⅰ-1-105-642）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市緑4丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p>	<p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>71(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽緑4丁目3（Ⅰ-1-106-643）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市緑4丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>72(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽松ヶ枝2丁目5（Ⅰ-1-527-3044）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市松ヶ枝2丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>73(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽富岡1丁目2（Ⅰ-1-113-650）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市富岡1丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>74(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽花園5丁目2（Ⅰ-1-120-657）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市花園5丁目、緑1丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>75(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号</p>
---	---

<p>小樽入船5丁目1 (I-1-144-681)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市入船5丁目(次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>76(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽緑3丁目3 (I-1-524-3041)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市緑3丁目、緑5丁目(次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>77(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽緑3丁目4 (II-1-25-578)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市緑3丁目(次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>78(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽緑2丁目1 (II-1-27-580)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市緑2丁目、緑3丁目(次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>79(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽緑3丁目7 (II-1-244-2366)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市緑3丁目(次の図のとおり)</p>	<p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>80(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 入舟川 (I-11-0430)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市松ヶ枝2丁目(次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>81(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 松ヶ枝川 (I-11-0440)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市松ヶ枝2丁目(次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>82(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 商大の沢川 (I-11-0510)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市緑3丁目、緑4丁目、緑5丁目(次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>83(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 伍助沢右1の沢川 (I-11-0670)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市塩谷4丁目、塩谷5丁目(次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項</p>
---	--

<p>次の図のとおり</p> <p>84(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽緑2丁目(1) (I-1-118-655)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市緑2丁目、緑3丁目 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>85(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽花園2丁目 (I-1-116-653)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市花園2丁目 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>86(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽東雲 (I-1-121-658)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市東雲町5丁目 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>87(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽花園5丁目5 (I-1-140-677)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市花園5丁目 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>88(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽花園 (I-1-138-675)</p>	<p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市花園5丁目 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>89(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽入船5丁目3 (I-1-141-678)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市入船5丁目 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>90(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽入船5丁目2 (I-1-145-682)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市入船5丁目 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>91(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽入船5丁目4 (I-1-146-683)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市入船5丁目 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>92(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽入船4丁目27 (I-1-147-684)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市入船4丁目、入船5丁目 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類</p>
---	---

<p>急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>93(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽入船4丁目(1) (I-1-150-687)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市入船4丁目 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>94(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽入船4丁目(2) (I-1-151-688)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市入船4丁目 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>95(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽入船4丁目(3) (I-1-153-690)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市入船4丁目 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>96(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽入船4丁目(4) (I-1-154-691)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市入船4丁目 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p>	<p>97(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽相生(4) (II-1-29-582)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市相生町 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>98(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽相生(5) (II-1-30-583)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市相生町 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>99(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽入船4丁目(6) (II-1-34-587)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市入船4丁目 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>100(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽花園5丁目1 (I-1-117-654)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市花園5丁目 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>101(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽住ノ江2丁目 (II-1-35-588)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示</p>
---	--

小樽市住ノ江2丁目、入船2丁目（次の図のとおり）  
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を北海道関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

**北海道告示第189号**

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。  
令和4年3月18日  
北海道知事 鈴木直道

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
  - (1) 入札番号1  
ア 落札に係る物品等の名称  
複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（ステープル針及び用紙を除く。）の供給を含む。）一式（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）  
イ 調達台数及び調達予定数量 1台及び1月当たり25,100枚
  - (2) 入札番号2  
ア 落札に係る物品等の名称  
複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（ステープル針及び用紙を除く。）の供給を含む。）一式（4台分に係る1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）  
イ 調達台数及び調達予定数量 4台及び1月当たり12,100枚
- 2 落札を決定した日  
令和4年2月18日
- 3 落札者の氏名及び住所
  - (1) 氏名 株式会社ティ・エス・エス
  - (2) 住所 札幌市北区北34条西5丁目2-15
- 4 落札金額
  - (1)ア 基本料金（1月当たり） 11,600円  
イ 複写料金（1枚当たり） 0.80円
  - (2)ア 基本料金（1月当たり） 27,600円  
イ 複写料金（1枚当たり） 1.00円
- 5 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札

- 6 一般競争入札の公告  
令和4年1月7日付け北海道告示第12号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
  - (1) 名称 北海道出納局会計管理室調達課
  - (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

**総合振興局告示及び振興局告示**

**北海道空知総合振興局告示第5号**

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。  
令和4年3月18日  
北海道空知総合振興局長 白石俊哉

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
  - (1) 入札番号1 乗用自動車の賃貸借 一式（1月当たりの単価） 1台分
  - (2) 入札番号3 乗用自動車の賃貸借 一式（1月当たりの単価） 1台分
  - (3) 入札番号4 乗用自動車の賃貸借 一式（1月当たりの単価） 1台分
  - (4) 入札番号5 乗用自動車の賃貸借 一式（1月当たりの単価） 1台分
  - (5) 入札番号6 乗用自動車の賃貸借 一式（1月当たりの単価） 1台分
- 2 落札を決定した日  
令和4年2月25日
- 3 落札者の氏名及び住所
  - (1) 1の(1)及び(3)から(5)まで  
ア 氏名 北海道自動車リース株式会社  
イ 住所 札幌市白石区本通14丁目南5番15号
  - (2) 1の(2)  
ア 氏名 三菱HCキャピタルオートリース株式会社  
イ 住所 東京都港区西新橋一丁目3番1号
- 4 落札金額
  - (1) 30,008円
  - (2) 36,300円
  - (3) 31,658円
  - (4) 26,246円
  - (5) 32,978円
- 5 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札

- 6 一般競争入札の公告  
令和4年1月25日付け北海道空知総合振興局告示第3号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名称 北海道空知総合振興局総務課
- (2) 所在地 岩見沢市8条西5丁目

### 道立旭川子ども総合療育センター告示

#### 北海道立旭川子ども総合療育センター告示第13号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和4年3月18日

北海道立旭川子ども総合療育センター院長 田 中 肇

- 1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量  
業務用電力（休日平日別）
- (1) 基本料金（契約電力1kW当たりの単価） 416kW
- (2) 電力量料金（平日）（使用電力量1kWh当たりの単価） 934,814kWh
- (3) 電力量料金（休日）（使用電力量1kWh当たりの単価） 373,608kWh
- 2 落札を決定した日  
令和4年2月4日
- 3 落札者の氏名及び住所
- (1) 氏名 北海道電力株式会社
- (2) 住所 札幌市中央区大通東1丁目2番地
- 4 落札金額
- (1) 基本料金 契約電力1キロワット当たり 金1,825.68円
- (2) 電力量料金 平日料金 電力量1キロワット時当たり 金16.28円  
休日料金 電力量1キロワット時当たり 金15.25円
- 5 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告  
令和3年12月24日付け北海道立旭川子ども総合療育センター告示第19号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名称 北海道立旭川子ども総合療育センター
- (2) 所在地 旭川市春光台2条1丁目1番43号

### 道教育庁教育局告示

#### 北海道教育庁釧路教育局告示第24号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和4年3月18日

北海道教育庁釧路教育局長 相 川 芳 久

- 1 資格及び調達をする物品等の種類  
令和4年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第3号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。
- (1) 契 約 令和4年3月18日に一般競争入札の公告を行う釧路管内道立学校で使用する電力の需給契約
- (2) 資 格 電力の需給契約に関する資格（以下「資格」という。）
- (3) 物 品 等 の 種 類 電力
- 2 資 格 要 件  
平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。
- (1) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であること。
- (2) 資格審査の申請をする日の直前1年間に、高圧（6,000ボルト以上）電力で、1件の契約において50kW以上の電力契約実績があること。
- (3) 資格審査の申請をする日の直前2年間に、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第34条第4項の規定による納付すべき金額を納付していない旨の公表をされたことがない電気事業者であること。
- 3 資 格 要 件 の 特 例  
平成16年北海道告示第477号の2の(3)による。
- 4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法
- (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、令和4年3月18日（金）から同年4月18日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時（最終日のみ午後3時）までの間にしなければならない。
- (2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。  
なお、北海道教育庁釧路教育局のホームページ（<https://>

www.pref.hokkaido.lg.jp/hk/krk/)においてダウンロードすることができる。

(3) 申請の方法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失  
平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。

6 資格に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道教育庁釧路教育局道立学校運営支援室
- (2) 所 在 地 郵便番号 085-0835 釧路市浦見2丁目1番1号
- (3) 電 話 番 号 0154-43-9274

#### 北海道教育庁釧路教育局告示第25号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和4年3月18日

北海道教育庁釧路教育局長 相川芳久

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び調達予定数量

釧路管内道立学校で使用する電力

ア 基本料金（契約電力1kW当たりの単価）

13校合計 1,057kW

イ 電力量料金（使用電力量1kWh当たりの単価）

13校合計 2,367,872kWh

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 令和4年7月1日から令和5年6月30日まで

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

令和4年北海道教育庁釧路教育局告示第24号に規定する電力の需給契約に関する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道教育庁釧路教育局道立学校運営支援室

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 釧路市浦見2丁目1番1号 北海道教育庁釧路教育局会議室  
(送付による場合は、郵便番号 085-0835 釧路市浦見2丁目1番1号 北海道教育庁釧路教育局道立学校運営支援室)

(2) 入札日時 令和4年4月28日（木）午前10時（送付による場合は、同月27日（水）午後5時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 3に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁釧路教育局のホームページ（<https://www.dokyo.i.pref.hokkaido.lg.jp/hk/krk/>）においてダウンロードすることができる。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

全ての入札金額（銭単位の単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価額（各入札金額（銭単位の単価）に予定数量を乗じて得た額）が最低であるものを落札者とする。

8 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

(1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等を含めた価格（銭単位の単価）を記載すること。

(2) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名 称 北海道教育庁釧路教育局道立学校運営支援室

イ 所 在 地 郵便番号 085-0835 釧路市浦見2丁目1番1号

ウ 電 話 番 号 0154-43-9274

10 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Electricity to be used in Kushiro Prefectural School  
 a A basic charge per kW, The estimated electricity contract : 1,057 kW  
 b A unit price per kWh, The estimated electricity for the year : 2,367,872 kWh  
 B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., April 28, 2022  
 (If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., April 27, 2022)  
 C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Kushiro District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Urami 2-chome 1-1, Kushiro, Hokkaido 085-0835 Japan  
 Phone : 0154-43-9274

**道 監 査 委 員 公 表**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定により、令和4年2月22日板垣博靖包括外部監査人から、監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表する。  
 なお、「次のとおり」については、北海道監査委員事務局総括監査課、北海道総務部行政局文書課行政情報センター並びに各総合振興局及び振興局（石狩振興局を除く。）の行政情報コーナーに備え置いて一般の縦覧に供するほか、北海道のホームページ（URL <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/>）から閲覧することができる。  
 令和4年3月18日

北海道監査委員 佐々木 俊 雄  
 北海道監査委員 稲 村 久 男  
 北海道監査委員 深 瀬 聡  
 北海道監査委員 佐 藤 敏

**道 公 安 委 員 会 規 則**

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する公安委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
 令和4年3月18日

北海道公安委員会委員長 小 林 ヒサヨ

**北海道公安委員会規則第4号**  
 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する公安委員会規則の一部を改正する規則  
 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する公安委員会規則（平成17年北海道公安委員

会規則第6号）の一部を次のように改正する。  
 別表第1及び別表第2を次のように改める。  
 別表第1（第3条関係）

遺失物法（平成18年法律第73号）	第17条、第20条第3項及び第21条第2項
遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第6号）	第5条第1項及び第26条
行政不服審査法（平成26年法律第68号）	第38条第1項
銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）	第5条の3第1項及び第9条の14第1項
警備業法（昭和47年法律第117号）	第10条第1項、第16条第2項及び第3項、第17条第2項並びに第46条
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号）	第40条第2項
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号）	第17条第1項
道路交通法（昭和35年法律第105号）	第51条の8第1項及び第6項、第51条の13第1項、第74条の3第5項、第78条第1項、第4項及び第5項、第98条第5項、第99条の2第4項、第99条の3第4項並びに第99条の6第1項
道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）	第5条第1項及び第8条第1項
確認事務の委託の手続等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）	第13条第1項及び第2項
道路交通法施行細則（昭和47年北海道公安委員会規則第11号）	第7条第3項及び第13条第2項
重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号）	第10条第3項
北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号）	第13条本文

別表第2（第4条関係）

遺失物法	第17条、第20条第3項及び第21条第2項
遺失物法施行規則	第5条第1項及び第26条
銃砲刀剣類所持等取締法	第5条の3第1項及び第

	9条の14第1項
警備業法	第46条
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則	第40条第2項
道路交通法	第51条の8第1項及び第6項、第51条の13第1項、第78条第1項、第4項及び第5項、第98条第5項、第99条の2第4項、第99条の3第4項並びに第99条の6第1項
確認事務の委託の手続等に関する規則	第13条第1項及び第2項
北海道情報公開条例	第13条本文

**附 則**

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

**道 警 察 本 部 告 示**

**北海道警察本部告示第148号**

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する公安委員会規則に基づく電子情報処理組織を使用する方法による申請等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月18日

北海道警察本部長 扇 澤 昭 宏

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する公安委員会規則に基づく電子情報処理組織を使用する方法による申請等に関する規程の一部を改正する規程

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する公安委員会規則に基づく電子情報処理組織を使用する方法による申請等に関する規程（令和3年北海道警察本部告示第271号）の一部を次のように改正する。

別表中「第16条第2項、第3項及び第17条第2項」を「第16条第2項及び第3項並びに第17条第2項」に改め、「第78条第1項、第4項及び第5項」を削る。

**附 則**

この規程は、令和4年4月1日から施行する。